

[不妊症および不育症を対象とした着床前胚染色体異数性検査（PGT-A）に関する細則]の改定のお知らせ

<変更前>

【1】検査の対象

着床前胚染色体異数性検査（PGT-A）の対象は、以下とする。

- ・反復する体外受精胚移植の不成功の既往を有する不妊症の夫婦
- ・反復する流死産の既往を有する不育症の夫婦

ただし、夫婦のいずれかに染色体構造異常（均衡型染色体転座など）が確認されている場合を除く。

<変更後>

【1】検査の対象

着床前胚染色体異数性検査（preimplantation genetic testing for aneuploidy:PGT-A）（以下本法）の対象は、以下の1)、2)、3)のいずれかに該当する夫婦とする。

- 1)反復する体外受精胚移植の不成功の既往を有する不妊症の夫婦
- 2)反復する流死産の既往を有する不育症の夫婦

ただし、1)と2)について夫婦のいずれかに染色体構造異常（均衡型染色体転座など）が確認されている場合を除く。

3)女性が高年齢の不妊症の夫婦

現時点（2025年9月の時点）では、女性年齢は35歳以上を目安とする。

* 詳しくは、担当医にご相談下さい。